

(事業計画の項目)

- ①事業名
- ②事業目的及び目標
- ③運用計画
- ④事業活動内容
- ⑤申請者(事業実施主体)に関する情報
- ⑥事業協力者に関する情報
- ⑦(事業を実施する)地域の状況
- ⑧参加者に関する情報
- ⑨財務情報
- ⑩諸経費及び参加者経費
- ⑪他の資金供給源
- ⑫モニタリング及びフォローアップ手法

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内(Youth employment strategy guide for applicants)」

(事業実施におけるその他留意事項)

- ①全ての参加者、事業管理者及びスタッフに一般的な任意保険をかけること
- ②参加者及びスタッフへ労災保険又は類似の保険をかけること
- ③職場の安全衛生を徹底すること
- ④縁故採用は原則禁止

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内(Youth employment strategy guide for applicants)」

提出された事業計画は、人的資源技能開発省が下記の基準により客観的に評価し、内容にも問題がなければ承認する。

(評価基準)

- ①申請者の適格性
- ②事業により(参加者が)得ることができる経験
- ③仮に人的資源技能開発省が資金供給しない場合の達成度との比較
- ④申請内容の質
- ⑤事業の結果、参加者が労働市場へ移行する規模
- ⑥事業が地域社会及び労働市場のニーズに合致しているか
- ⑦参加者の進歩及び事業活動の達成度の測定手段
- ⑧対象地域の優先度
- ⑨(事業)目的、成果目標及びスケジュールの明確性
- ⑩想定される(参加者の)職業能力の向上度
- ⑪事業協力者(の適格性)
- ⑫事業の管理手法
- ⑬経理及び財務管理

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内(Youth employment strategy guide for applicants)」

事業開始後、申請者は、事業評価のため、財務状況及び事業進捗状況をそれぞれ報告書にまとめ提出する。また、事業終了後も参加者の(職業技術習得などの)結果について報告書を提出することが求められる。

なお、個々のプログラムの詳細については、後段で別途記載する。

(2) (YESプログラム)スキル・リンク(Skills Link)

a 概要

母(父)子家庭の親、先住民、障害者、最近移民してきた者、地方在住者及び高校中退者など就職困難な若者の就職及び職場定着を支援する事業主等に資金提供する施策である。

具体的には、就職困難な若者にアドバイザー(case manager)をつけ、個々の職業能力、就職に対する要望、就職への課題を評価(Client assessment)したうえで、参加する若者自身に就業実行計画(Employment Action Plan)を作成させ、就職実行計画に沿った就職支援及び職場定着支援を実施する。

就職実行計画は、個々の参加者のニーズにあわせ作成されるため、支援が必要な者に対し、集中的な支援が長期に渡り実施できる。

b 管理運営主体

人的資源技能開発省以外では、住宅抵当公団(Canada Mortgage and Housing Corporation)先住民及びインディアン・北方開発省(Indian and Northern Affairs Canada)がプログラムを実施しており、個々にプログラムの管理運営を行っている。

なお、個々の具体的な事業の管理運営については、事業実施主体となる、民間企業、国営企業(Crown corporations)、非営利団体、事業主団体、労働組合、公共の医療・教育機関、原住民組織、州政府などが行う。

c 対象者及び適用要件

対象者は、下記の要件を全て満たす者である。

(対象者の要件)

- ①15歳以上30歳以下
- ②母(父)子家庭の親、先住民、障害者、最近移民してきた者、地方在住者及び高校中退者など就職困難なカナダ市民、永住権を持つ、または難民認定を受けているなどの就職困難となる事情を持っている者
- ③学校に在籍していない
- ④法令上、就業することができる(州により異なるが就業年齢に達しているかどうかということ)
- ⑤雇用保険を受給していない

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内(Youth employment strategy guide for applicants)」

d 具体的内容

就業実行計画(Employment Action Plan)には、参加者のニーズに合わせ、下記の4つの支援を個々に又は組み合わせて記載する。

(a) 集団就業技能取得(Group-based Employability Skill)

就職準備ができていない、又は、他のプログラムに参加するには未熟な参加者に対し、参加者のニーズにあつた講習会(workshop)を実施し、基礎的な技能を習得させる。

(b) ボランティア活動による職業技術養成(Employability Skills through Community service)

講習会とボランティア活動を組み合わせた施策である。

参加者のニーズに沿った講習会で職業技術を磨き、その後、その職業技術を用いてボランティア活動を行うことにより、技術の定着を図る。実際の企業で職場体験を行うには未熟な若者に適切な支援策である。

(c) 職場体験による職業技術養成(Employability Skills through Work Experience)

講習会と職場体験を組み合わせた施策である。

講習会で職業技術を磨き、実際にその職業技術を用いて企業で作業することにより技術の定着を図る。組合せの比率については、1週間のうち企業で3日、講習会で2日というように企業での時間が大半を占める。

事業主は、この支援策を通じた利益を最大限發揮するため、参加者をコーチする。参加者は、一人で企業に赴く場合もあれば、複数の場合もある。

(d) 職場体験(Work Experience)

企業で実際に作業することにより関連する職業技術の定着を図る。

事業主は、この支援策を通じた利益を最大限發揮するため、参加者をコーチする。参加者は、一人で企業に赴く場合もあれば、複数の場合もある。

e 利用状況

スキル・リンクの前身である若者向けインターンシップ(Youth Internship Canada/YIC)^(注3)及び若者支援(Youth Service Canada/YSC)^(注4)の実績は、下記のとおりである。

(2001年6月～2002年6月の利用実績)

若者向けインターンシップ(Youth Internship Canada/YIC)

支 出 6,140万カナダドル

参加者数 12,084人

参加事業主 2,047社

若者支援(Youth Service Canada/YSC)

支 出 3,480万カナダドル

参加者数 4,051人

参加非営利団体数 261団体

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「若者就業イニシアティブの会計検査(Audit of Youth Employment Initiatives Programs)」

(3) (YES プログラム) 夏季就業体験(Summer Work Experience)

a 概 要

高校生又は大学生が夏季の短期就労経験を通じ、職業技能を身につけるための支援を行う。

学生に対しては、カナダ学生人材センター(Human Resource Centre of Canada for Students/HRCC-S)で求人情報提供、カウンセリング指導等を実施、学生を対象とした夏季求人の募集・採用を行う事業主には夏季就業斡旋助成金(Summer Career Placements/SCP)による賃金助成を行っている。

なお、カナダ学生人材センターは、夏季(5月から8月まで)のみの営業となっているため夏季職業紹介所(Summer employment office)と呼ばれることもある。

b 管理運営主体

人的資源技能開発省以外では、産業省(Industry Canada)、民族遺産省(Canadian Heritage)、など4つの省庁がプログラムを実施しており、個々にプログラムの管理運営を行っている。

なお、個々の具体的な事業の管理運営については、事業実施主体となる、民間企業、非営利団体、事業主団体、労働組合、公共の医療・教育機関、原住民組織、州政府などが行う。